

No.248
2019
6/18



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



第38回定期大会報告④

村田副委員長への制裁審査委員会設置について(水戸地本)

■反対発言 代議員番号54 川澄代議員(大宮)

- ・前提的には制裁審査委員会は開催されており、その中では事実確認もされているので、内容的な事はそこで議論すべき。
- ・意見を述べる権利はある。しかしそれぞれの意見があっては単一組織として成り立たない。大会その他の場面で採択され決定された方針は守るべき。
- ・しかしこの間を見れば守られないことで組織混乱が発生している。
- ・決められたことを守らないは組織破壊。
- ・「数の論理によって規約違反をうやむやにした事実は歴史的にも消し去る事はできない」と言われているが、規約26条は臨時大会の冒頭で構成員の部分は過去の判例を基に問題ないという説明の中で、大量脱退の現実に直面していかに東労組を守り運動を進めるかなどの観点から、代議員の拍手で承認を得ている。その中には水戸地本の代議員もいたはず。決められたことは守るべき。
- ・以前もこのような内容が出され否決されている。多くの人が反対した現実を受け止めて頂きたい。
- ・このような議論を繰り返さなければならない事は残念。

■賛成発言 代議員番号20 小林代議員(水戸) 要旨

私たち水戸地本執行委員会は、現中央本部の独善的な運営に歯止めをかけ、JR東労組の組合民主主義を取り戻すために、先の中央執行委員会でかけた申田弘史君をはじめとした12名の仲間に対して制裁審査設置を決定した当時の村田中央執行委員長代理に対して、制裁審査委員会の設置の要求をいたします。

結論から申し上げます。12名に対する制裁はあらかじめ用意されていたものであり、結論ありきだったということです。

その理由について述べます。1点目は、中央執行委員会が第35回臨時大会において制裁審査を行った理由に、12名が中央執行委員会を退席したことについて、第35回臨時大会を破壊する行為などとし、中央執行委員会の議論を放棄したことを問題としていますが、12名が第13回の執行委員会から退席した理由は、規約を遵守する責任を有する者として、規約違反の大会には参加できないということであって、組合民主主義の根幹を成す規約を遵守する役員としての当然の主張したまでです。ですから、前段の議論もあったと思えますが、そのようなことを無視し、退席する12名に対し、「制裁になるぞ」など、最初から制裁の結論が見えていたかのように脅迫ともとれる言動を浴びせ、その直後に第35回臨時大会への制裁審査設置を決定したことは、12名への制裁が用意周到に準備されていたことを証明する事であり、統制権の濫用の内容であると断言せざるを得ません。

次に、12名の制裁審査の設置が決定された第35回臨時大会は、そもそも規約第26条違反であり、制裁を優先するあまり、最高決議機関たる大会が成立しない状況をつくり出してしまったことがその問題です。第35回臨時大会における山口書記長の総括答弁では、内容は触れませんが、規約第26条について規約の根本を踏み外した解釈が述べられ、規約第26条違反を理由ならざる理由で正当化しています。また、規約第39条については、大会冒頭言われていますけれども、代議員拍手にて賛成多数の数の論理によって、規約違反をうやむやにしました。そしてその事実を隠すために、第36回の大会において事前に議論もなく規約改正を行い、その具体的理由も示さず、規約の第26条、規約第39条を含めた悪改正をした、この行為は紛れもなく当時12名が主張していた「第35回臨時大会は規約違反」であるということが逆証明されたということであり、正しかったといえます。

ですから、全ては制裁ありきで物事を進めた結果が、矛盾を発生させ整合性が取れなくなり、規約違反を無視する独善的な組織運営をせざるを得なくした、当時の村田執行副委員長代理の責任は重大であり免れません。よって、水戸地方本部は制裁に値するというものを主張し発言とします。

村田副委員長の制裁審査委員会設置についての採決
反対59 棄権3 賛成21・・・否決

議論無き決定が混乱に拍車をかけている！
当時の責任者として責任を取るべきでは？